

# くらしの 情報

広く村民の皆さんに呼びかけたいことがあります。もし、このページをご利用ください。

## お知らせ

労働保険の年度更新は

5月22日までです

◆群馬労働局

本年も労働保険の平成17年度確定保険料と平成18年度概算保険料の申告納付手続きの時期になりました。

労働保険は、労働者の業務用の事由、または通勤による負傷・疾病などに対して必要な給付を行う労働保険と、労働者が失業したときに一定の給付を行う雇用保険を総称したもので、この申告・納付を怠りますと保険制度の円滑な運営に支障を来すこととなります。早めに手続きを済ませてください。

また、労働者を雇用している事業主で、まだ労働保険の加入手続きをしていない場合は、最寄りの労働基準監督署および公共職業安定所で至急手続きを済ませてください。

▼問い合わせ 群馬労働局労働保険徴収室 TEL 027-210-5001

自動車税は5月31日(水)までに納めましょう！

◆沼田県税事務所

自動車税は、道路・学校の建設、医療・福祉の充実、県民の安全の確保など「住み良い郷土づくり」の財源として大切に使われています。

コンビニエンスストアでも納税できるようになりましたので、ご利用ください。

▼問い合わせ 群馬県自動車税事務所 ☎027-26314343、沼田県税事務所 ☎22-4336

危険物取扱者試験を

実施します

◆中央消防署

ガソリン・灯油などの危険物を一定量以上貯蔵したり、取り扱う許可施設では、「危険物取扱者免状取得者」の資格が必要です。

▼試験日 6月25日(日)

▼試験の種類 甲種、乙種、丙種

▼会場 渋川工業高等学校、前橋工業高等学校他

▼受験料 甲種5,000円、乙種3,400円、丙種2,700円

▼願書受付期間 5月8日(月)～17日(水)

▼願書配布・受付場所 中央消防署

▼その他 受験希望者は6月8日(木)の準備講習会を受講することができます。希望者はお問い合わせください。

▼問い合わせ 中央消防署 ☎24-1734

平成18年度警察官A採用試験を行います

◆沼田警察署

▼対象 昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)又はこれと同等と人事委員会が認める学校を卒業した人、又は平成19年3月31日までに卒業見込みの人。

▼受付期間 5月8日(月)～5月26日(金)

▼願書配布場所 沼田警察署、各交番・駐在所

▼第1次試験 7月9日(日)

▼問い合わせ 沼田警察署 ☎22-0110

## 第1・3土曜日は 公民館図書室へ

期 日	特 集
4月15日(土)	ガーデニング
5月6日(土)	株について知りたい
20日(土)	〃

■時間 午前10時～午後2時

■小学生向けの特集

4月 ともだちいっぱい

5月 外で遊ぶ本

■問い合わせ 村教育委員会

事務局 ☎24-5120



おまわりさんからのお知らせ



## 新学期における 少年・少女の非行の防止

最近の少年・少女の非行の傾向は、万引き・路上強盗・恐喝・ひったくりなど凶悪・粗暴化し、家出・夜遊び・飲酒から非行行為に陥っています。また、出会い系サイトやテレクラを利用し性的被害にあうケースも後を絶ちません。

保護者の皆さんは、子供の生活態度の変化・非行の兆候に細心の注意を払い、家庭から非行防止に努めましょう。

■非行に関する相談 「少年育成センター」 ☎027-254-3741

POLICE INFORMATION

## 特設人権相談所

家庭内や隣近所のもめごとなどでお悩みの人は、ご相談ください。村人権擁護委員が相談に応じます。◆日時：5月8日（月）、午後1時30分～4時、◆会場：役場会議室。

## 健康相談

高血圧や糖尿病などでお悩みの人は、ご相談ください。役場保健師が相談を受けます。◆日時：4月28日（金）、午後1時～4時、◆場所：村保健センター ☎24-5142。

## こころの健康相談

「眠れない」、「イライラして落ち着かない」など、心に悩みを持つ人はご相談ください。専門家が相談に応じます。◆日時：5月5日（金）、午後1時30分～（事前に電話予約を）、◆会場：沼田保健福祉事務所 ☎23-2185。

## 女性相談センター

パートナーからの暴力やさまざまな悩みを持っている女性の相談や支援を行います。◆日時：平日午前9時～午後8時、土日祝日午後1時～5時 ◆相談専用電話 ☎027-231-4488

## 今・月・の・納・期

国民健康保険税1期、介護保険料1期は5月1日（月）が納期です。完納にご協力ください。

## わが村の人口

人口 7,900人 (+21)  
 男 3,886人 (+7)  
 女 4,014人 (+14)  
 世帯数 2,220人 (+28)  
 ※（ ）内は前月比  
 4月1日現在（住基人口）

## 福祉医療制度

## 福祉医療費受給資格者証の申請はお済みですか

福祉医療制度は、医療費（保険診療）のうち、自己負担分の費用を村が負担する制度です。

下表の資格要件に該当する人で福祉医療費受給資格者証の交付を受けていない人は、申請をしてください。

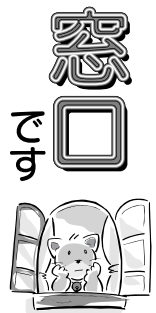
福祉医療費受給資格者証は、県内の医療機関で受診するときに、保険証と一緒に窓口で提示してください。県外での受診や治療用装具を装着したときは、負担金を支払ってから村へ申請してください。

母子・父子家庭の人で、結婚した場合（事実婚も含む）は資格を喪失しますので、届出をしてください。

■問い合わせ 保健福祉課（内線27）

### 福祉医療制度の種類と申請に必要なもの

種類	資格要件	手続きに必要なもの
乳幼児	小学校卒業(満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	保険証・印鑑
母子・父子家庭	18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満の父母のいない児童(所得税が課せられている父子は除く)	本村に本籍のない方は戸籍謄本、転入者は前住所地の課税証明書・保険証・印鑑
高齢重度障害者(65歳以上)	身障手帳1級または2級	身体障害者手帳・保険証・印鑑 老人保健法該当者は老人医療受給者証
	障害年金1級	年金証書・保険証・印鑑 老人保健法該当者は老人医療受給者証
重度心身障害者	身障手帳1級または2級	身体障害者手帳・保険証・印鑑
	障害年金1級	年金証書・保険証・印鑑
	特別児童扶養手当1級	証書・保険証・印鑑
	療育手帳判定A	療育証書・保険証・印鑑
	障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人	所定の診断書・保険証・印鑑



うぶごえ

☐お誕生おめでとうになります。

追分・岡田 光貴くん

貴勝 恵哉さんの子3月13日生

松ノ木・相澤もあなちゃん

平第二 優美さんの子3月19日生

3月届出分

※掲載を希望されない方は、届出の際に申し出てください。

